

# 赤い羽根共同募金 福祉団体活動助成事業 助成要項

関川村社会福祉協議会

## (目的)

第1条 この要項は、地域の障がい者団体、NPO法人、ボランティア団体、その他団体等が地域住民との交流の機会を持ったり、福祉課題の解決に向けた取組みを行なえるよう活動費の助成をおこなう。

## (助成対象団体)

第2条 村内で活動する、障がい者団体、NPO法人、ボランティア団体、その他団体等とする。なおかつ、募金協力者である地域住民に、共同募金が地域で活用されていることを広く周知できるものとする。

## (対象事業)

第3条 対象事業は以下の通りである。

(1)福祉分野(高齢者、障がい者、子育て等)を対象とする活動

(2)地域住民が主体となる地域福祉活動

(例:ボランティア育成事業、地域ネットワーク事業、地域課題の解決を目的とした事業 等)

(3) 日常的な支援を必要とする方々への生活支援事業

(例:買物、ゴミ出し、除雪、移動等)

## (助成申請)

第4条 助成を受けようとするものは、本会が定める期日までに別に定める申請書に必要書類を添付し、提出しなければならない。

## (助成内容)

第5条 助成対象経費は以下の通りである。

(1)交通費

(2)謝金

(3)消耗品費

(4)印刷費

(5)通信費

(6)使用料

(7)保険料

(8)その他

## (助成対象外事業)

第6条 助成対象外事業は以下の通りである。

(1)3年連続同一の内容の事業

(2)団体等の運営費

(3)介護保険事業、営利活動、選挙活動、政治活動、宗教活動

(4)助成金以外の財源により必要な事業達成できるもの

(5)会員、構成員同士親睦のみを目的としたもの

(6)建物に設置する常設の設備備品(冷暖房機・テレビ等)

(7)その他、助成対象と認められないもの

(助成額)

第7条 助成額は事業費の9割とし、1団体への助成上限額を5万円とする。但し、多くの申請が出て、本事業の予算額を超える場合は助成額を調整する場合もある。

(対象事業年度)

第8条 当年度末までに実施する事業

(助成の決定)

第9条 助成団体及び助成額の決定は、提出された申請書、添付書類等を精査し決定する。

(実績報告)

第10条 助成金を受け、事業を実施した団体は助成事業終了後に別に定める事業完了報告書に必要書類を添付し、本会に提出しなければならない。

附則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年7月1日 制定  
令和2年8月1日 改正